

一般事業主 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 2 月 20 日～令和 10 年 2 月 19 日までの 5 年間

2. 内容

目標：男性社員の育児休業取得、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供をおこなう
--

<対策>

- 令和 5 年 2 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 5 年 2 月～ 制度に関するパンフレットを作成し事務所に掲示